

都育第 197 号  
令和 2 年 5 月 7 日

教育・保育施設の利用者の皆様

都城市長 池田 宜永

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育所等の登園自粛のお願い

政府の緊急事態宣言後、本市の小中学校は、令和 2 年 4 月 22 日から令和 2 年 5 月 10 日まで臨時休業になりましたが、この間は保育所等については、感染予防に留意した上で開所し、お仕事がお休みの場合など、家庭での保育が可能な場合は、登園自粛のご協力をいただくこととしておりました。

今回、緊急事態宣言の延長を受け、本市の小中学校は、令和 2 年 5 月 24 日まで臨時休業が延長されましたが、休業期間中に登校日を設け分散登校を開始することになりました。保育所等については、開所の取扱いに変更はありませんが、登園自粛については、引き続き令和 2 年 5 月 24 日まで延長いたします。なお、登園自粛については、家庭での保育が可能な場合にお願ひするものであり、強制的なものではありません。

今後も登園自粛の期間が変更になった場合は、速やかにお知らせいたします。

記

1 期間

令和 2 年 4 月 22 日（水）から令和 2 年 5 月 24 日（日）

2 保育料の取扱い

0 歳～2 歳児の児童が登園自粛された場合には、理由の如何を問わず、保育料の減額（日割り計算）を行います。保育料の減額の手続きは、施設が行いますので、保護者の皆様の手続きは不要です。

3 お願ひ

- 感染拡大防止のため、「帰省しない」「帰省させない」「不要不急の外出をしない」など、県外との往来を自粛するなど、不特定多数との接触を避けていただきますよう、願ひいたします。
- 集団発生防止のための 3 つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けるための会合等の自粛など、これまで以上に感染予防対策を徹底していただきますよう、願ひ申し上げます。

（文書取扱：福祉部保育課保育担当 23-4894）